

令和 8 年 6 月 1 日 公布
令和 8 年大衡村教育委員会告示第 1 0 号

大衡村スポーツ・芸術文化振興奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、スポーツ、芸術文化活動で各種大会及びコンクール等（以下「大会等」という。）に参加した個人又は団体に奨励金を交付することにより、その栄誉を称えるとともに、本村のスポーツ、芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(対象大会等)

第 2 条 奨励金の対象となる大会等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国際大会 国内の選考会または予選会を経て日本の代表又はこれと同等以上のものとして出場する大会等
- (2) 全国大会 国民体育大会、全日本選手権大会等、選考会又は予選会を経て出場する大会等
- (3) 高校生以下については東北大会以上の大会等
- (4) その他村長が適当と認める大会等

2 前項の規定にかかわらず、交流・親睦又は営利を主な目的としている大会等に該当するときは、対象としない。

(対象者等)

第 3 条 奨励金の交付対象者等は、対象大会等に出場・出展等した個人又は団体とし、大衡村に住所を有する、又は在勤している者とする。

2 交付は、個人又は団体とするが、必要に応じて、監督・コーチ等も対象とすることができる。

(交付額)

第 4 条 交付額は別表に定める額とする。ただし、在勤者は 1/2 の額とする。

(交付申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体の代表者は、大会終了後大衡村スポーツ・芸術文化振興奨励金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。ただし、高校生以下に限っては、大会等の出場・出展が決定した時点で前金払により交付申請することができる。

- (1) 大会等開催要項の写し
- (2) 大会等参加者登録名簿の写し
- (3) 大会等への参加に至る予選等の結果を証明できるもの

(4) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの
2 交付申請書の提出期限は、交付対象大会等終了後3ヶ月までに行うものとする。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の交付申請があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、大衡村スポーツ・芸術文化振興奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 第5条第1項ただし書きの規定により前金払いとして交付されたものは、交付対象大会等終了後、大会等の結果が確認できるものを添えて村長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年6月1日大衡村教育委員会告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する

別表(第4条関係)

区分	個人	団体
国際大会	30,000円	対象者1名につき30,000円 (上限300,000円)
全国大会	20,000円	対象者1名につき20,000円 (上限200,000円、ただし 高校生以下は上限なし)
東北大会(高校生以下)	10,000円	対象者1名につき10,000円 (上限なし)